

をかたまの木は日向國にある樹の名なり、葉のさまは榊などのやうにて、表青く裏白みあり、實は數十顆房をなして一顆づ、殻われて赤き子のあらはる、こと、辛夷シビの實のごとし、樹に香氣あり、漢名いまだ詳ならず、

〔茅窻漫錄中〕ヲガ玉木

古今集物名に出でたるをがたまの木は、古今傳授にて、往古より秘説とせり、傳授に御賀玉木と唱へ來れり、それには譯のある事なり、をがたまの木は榊なりといふより、御賀玉と書き傳へり、是は度會社家の據とする神名帳秘書に、興玉社无寶殿、以賢木爲神殿也といひ、對馬の藤齋延が説に、諸神本懷といふ書を引きて、八神殿不安御體、唯用賢木也といふにより、御賀玉興玉とおなじ假名に用ひ來れり、興玉社は伊勢にて猿田彥太神を祭るといへど、社壇のみにて社はなし、二見浦立石の邊に興玉石といふもあり、されどもをがたま御賀玉の假名相違へり、御は大御など略して於と書くときは、御の假名にて、をがたまと書くときは、御の假字にあらず、故に御賀玉興玉より牽強して、榊なりといふも妄説なり、一説にをがたまは招魂ヲキミの義にて、伊勢神宮の禰宜の寶ををがたまといふ、反キタカノ此等は似よりたる説にて、招は古事記に遠岐、日本紀に招禱ヲキとよみて、をがみなり、因て考ふるに、をがたまの木は、をがみたまの木なり、天武紀に、招魂ヲキミみたまふりとよめり、神を祭る時、御魂をがむ木なり、日本紀に設齋二字、又齋字をがみとよめり、齋ヲガむとき用ふる木は、玉柏タマカシなり、日本紀竟宴の歌に、

玉柏をがたまの木、鏡葉に神のひもろぎそなへつるかな、此歌をがたまの明證にて、延喜天慶の頃まで傳へ來りし事と見ゆ、此邦上古は、凡べて飲饌の類、皆柏葉を以て器とす、柏をかしはと訓するは、堅葉カシハの義にあらず、食鋪葉ケシキハの省言なり、萬葉集第二、

家にあれば、筥に盛る飯を草枕旅にしあれば、椎の葉にも、柏葉のみならず、凡べて木葉をかし